

民生文教常任委員会会議記録

令和5年9月12日開催

令和5年第3回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 飯田安雄
副委員長 松下尚美
委員 松浦俊介
委員 大濱博史
委員 野田敏彦
委員 寺島俊郎
委員 森野夏歩

(概要)

議案第39号 令和5年度清水町一般会計補正予算（第5回）について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月12日に、委員全員と、当局から教育長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から歳入の説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。

最初に委員から、「南小学校地質調査業務について、地質調査の予定がなかったものが、実施することとなった理由は。」とたざしたところ、「既存のデータの位置や地層の傾斜等を精査していく中で、地質のより正確な判定を行い、設計を進めることとしたためです。」との答弁がありました。

次に委員から「南小学校のある土地はハザードマップでは液状化の危険性が大きいが、地質調査の結果が悪かった場合の対処は。」とたざしたところ、「地質調査の結果が既存データから得られている想定と大きく異なった場合、結果に沿った相応の対応が必要になるものと考えています。」との答弁がありました。

次に委員から「南小学校地質調査業務について、調査結果の精査が必要だが、専門職の職員が配置されているのか。」とたざしたところ、「教育総務課に土木技師が配置されています。また、この事業については、建設課の土木技師の協力も得ながら進めています。」との答弁がありました。

次に委員から「南小学校北校舎の改築事業費は、今回の調査結果による変動を見込んでいるのか。」とたざしたところ、「今回の調査結果によって、改築事

業の概算費用が変動する可能性があります。」との答弁がありました。

次に委員から「ジュニア世代ホッケー強化育成事業の内容は。」とただしたところ、「主に小中学生を対象にホッケー競技のオリンピック選手などを招いて講話や実技講習などを行うホッケーイベントを実施し、次世代のオリンピック育成を図るものであります。なお、町スポーツ協会と町ホッケー協会が主体となり、町との共同で実施します。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「南小学校の改築について反対の立場であり、まだ工事に着手していない状況においては、後世に悔いを残さないために住民や関係者の意見を聴くべきである。そのような中、改築ありきで地質調査を進めることには賛成できない。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「南小学校北校舎の改築事業は、安全安心な校舎に建て替えるため、熟議を重ね、今回の補正予算に至ったものと思われ、地質調査は災害を未然に防ぐために必要な調査であると考えられる。このほか、中学校の吹奏楽部の楽器の更新など町の将来に資する予算であると評価できる。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 40 号 令和 5 年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に、議案第 39 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 41 号 令和 5 年度清水町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に、議案第 40 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 42 号 令和 5 年度清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に、議案第 41 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 43 号 令和 4 年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9 月 6 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に議案第 42 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入の質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について各款ごとに質疑を行いました。

3 款、民生費では、委員から、「高齢者の配食サービス事業について、利用者にアンケートを取るなど利用状況は把握しているのか。」とたまたしたところ、「アンケートは取っていませんが、町では配食サービスを 5 つの事業者へ委託しているため、利用者は自分に合った事業者を選択できていると考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「緊急通報システム利用支援事業について、独り暮らしの高齢者世帯の 10 分の 1 ほどの利用にとどまっているが、普及の促進について、考えは。」とたまたしたところ、「地域包括支援センター等と連携し、町民に周知し、利用促進に努めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保育所の職員に非正規の会計年度任用職員が多いが、町の考えは。」とたまたしたところ、「定員適正化計画により正規職員数は定められていますが、待機児童を解消するためには、その人数では少なく、会計年度任用職員で補っている状況であり、結果的に、会計年度任用職員が多くなっています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保育所の給食のアレルギー対応は。」とたまたしたところ、「アレルギー児の対応マニュアルに基づき、所長と栄養士が保護者と面談をし、アレルギーに関する情報収集を行い、除去食を提供しています。また、除去食は、ネームプレートが付いたオレンジ色のトレーに配食するなど誤食や誤配の防止を行っています。」との答弁がありました。

次に、4 款、衛生費の質疑を行いました。

委員から、「中学校 3 年生のインフルエンザ予防接種について、件数が伸びていないようだが。」とたまたしたところ、「新型コロナウイルスのワクチンを接種

したことに伴う接種控えやインフルエンザが流行しなかったことなどから接種が少なかったことが考えられます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「健幸アンバサダー養成講座について、健幸アンバサダーに認定された方の活動は。」とただしたところ、「家族や友人などの身近な方への情報提供をはじめ、健康ウォーキングなどのイベントへの協力や集団検診における骨ウエーブの測定活動、また、生活習慣病予防のチラシの配布などの情報伝達活動を行っています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「乳児健康診査業務及び3歳児健診精密検査業務について、受診ができていない幼児への対応は。」とただしたところ、「電話や訪問などで受診を促します。やむを得ず受診できない場合は、乳幼児健康相談に参加していただき、発育状況を把握するよう努めています。」との答弁がありました。次に、10款、教育費の質疑を行いました。

委員から、「児童の健康診断で、肥満傾向のあった児童に対しては、養護教諭などと連携して個別指導などを行っているのか。」とただしたところ、「肥満傾向の対象児童の保護者に対しては、医療機関への受診勧告を行うとともに、現在の児童の状況を通知しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校施設改修工事費等について、学校の施設改修工事の要望を全て行った上で不用額が生じているのか。」とただしたところ、「不用額は約20万円ですが、この額で実施できる工事は限られているため、不用額となっています。また、学校からの要望に全て対応できているものではありません。」との答弁がありました。

次に、委員から、「就学援助事業について、全ての児童に学校生活の費用を補助してはどうか。」とただしたところ、「全ての児童に対して対応することは困難であり、経済的に厳しい世帯などを支援するのがこの制度です。今後もこの支援を継続していく考えです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「就学援助事業について、援助や支援が必要な児童が増えている原因について、町の考えは。」とただしたところ、「外国籍児童が増えたことなどによる新規認定の増加、卒業・入学の人数の差などにより増えたものがあります。」との答弁がありました。

次に、委員から、「公立幼稚園が定員割れの状況であり、幼稚園の園児が減少していることについて、町の認識は。」とただしたところ、「少子化、保育ニーズの高まり、保育料の無償化などの要因が重なり、幼稚園よりも保育所のニーズが高まっているとともに民間の幼稚園を選択する方も少なからずいるものと認識しております。」との答弁がありました。

次に、委員から、「公立幼稚園で園児を増やすための方策で一番重要なものが、預かり保育である。この預かり保育の充実を検討すべきでは。」とただしたとこ

ろ、「現在、保護者から入園・入所の相談があった場合、預かり保育について、説明し、利用を勧めています。今後も預かり保育の充実やPRなどに努めます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「教育相談事業について、いじめを含む対人関係の相談が増えた理由は、また、その他の相談の内容と増えた理由は。」とただしたところ、「対人関係の相談については、感染症対策による教育活動の制限が緩和され、子供たちが広く関わり合う状況が増えたこと、また、いじめの捉え方について、教職員の認識が高まり、小さな事案にも早期に対応していることから、増加したものと推測します。その他の相談内容については、転出入や家庭、先生に関する相談など内容は、様々です。増加した理由は、対人関係の相談と同様に、子供たちが広く関わり合う状況が増えたことによるものと推測します。」との答弁がありました。

次に、委員から、「教育相談事業について、指導主事が兼務で相談業務に当たっているが、相談内容は様々であるので、専門的知識を持ったスクールカウンセラーの配置や各学校での相談体制づくりが必要ではないか。」とただしたところ、「スクールカウンセラーを各校に配置しており、相談体制は確保できていると認識しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校給食におけるごみ減量事業について、南中学校と清水中学校の生ごみ処理機が故障しており、西小学校の生ごみ処理機は老朽化している。生ごみ処理機の購入などの考えは。」とただしたところ、「1台数百万する機器であり、更新には至っていませんが、SDGsの観点からも、更新したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校給食費の完全公会計化について、教職員の負担軽減につながるため、早期に進めるべきだが、導入の予定は。」とただしたところ、「自治体DXのシステムの標準化に適合した学校給食費のシステムの導入や増加する業務に対応する人員配置などが整う段階になりましたら、対応したいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に、歳入歳出全般の質疑を行いました。

質疑なく、次に討論を行いました。

反対討論として、「反対理由は2点あり、1点目は、保育所の会計任用職員の多さである。保育士の立場は、正規でも非正規でも、子供たちの命を預かるという責任は変わらない。町立保育所は保育士不足で受入れができず、潜在的待機児童がいるにもかかわらず、定員割れとなっているが、根本的な処遇改善を行わなければ、保育士不足は解消できない。未来を担う子供たちへの予算を確保し、保育士の正規雇用を増やし、保育サービスを充実させるべきである。2点目は、南小学校改築の設計費用についてである。学校施設長寿命化計画によ

ると、長寿命化工事を優先的に検討するとあるが、改修の方針を改築に変更し、事業を進めている。このような大きな事業は、住民の意見を聴いて検討すべきだが、十分な議論ができないまま設計・計画を行い、強引な印象を受ける。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、財政的にも事務的にも多くの負担を強いられる状況であったが、主要施策をみると、まち歩きアプリが導入され、さらなる町民の健康増進が図られたほか、南小学校北校舎改築事業や小中学校等の給食費支援事業の実施により、子供たちが安全で安心して学べる環境が整備されている。さらに、温水プールの天井改修工事、ランニングバイク大会の実施など、町民のスポーツ活動の推進にも努めている。コロナ禍においても町民が健康で安心して暮らせるまちづくりのための施策が展開され、清水町のまちづくりが確実に発展したものと認められる。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第45号 令和4年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第43号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「国民健康保険税は、所得に対する負担が増えていると感じるが、平成12年度と令和4年度の国保加入者の1人当たりの平均所得は。」とただしたところ、「平成12年度は98万8,210円、令和4年度は76万1,424円です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「応能割賦課割合は、基礎課税分、後期高齢者分、介護分が別に示されているが、全て合わせた応能割合は何%か。」とただしたところ、「保険税総額における応能割合は53%です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「一般会計からの繰入金について、多いときで8,000万円ほどあったものが、令和4年度は800万弱となっている。繰入金が減っていることに対する考えは。」とただしたところ、「過去には法定外の繰入れとして、財源不足を補うため、町独自の判断で繰入れを行っていた経緯があります。しかし、国の通知により、赤字の削減、解消に取り組むこととされたため、決算補填を目的とした法定外の繰入れは行わないこととし、国保財政の健全化に努めているところです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に討論を行いました。

反対討論として、「反対理由は3点あり、1点目は、高い国保税についてである。町の国保加入者の平均所得は低下しているが、国保税は増加しており、かなりの負担増になっている。2点目は、応能割が減っていることである。応能割が減ると、低所得になるほど負担が増える。また、応益割の一つである均等割は、子供が増えるほど負担が大きくなり、少子化対策や子育て対策に逆行するものである。3点目は、一般会計からの繰入金が減っていることである。国保税の負担が大きいと言われている中で、繰入金を減らし、負担を増やすことは、社会保障制度という観点から逆行するものである。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「国民健康保険制度は、日本の社会保障の根幹とも言える相互扶助の精神に基づいた制度である。決算状況を見ると、歳入では、国保事業を実施するための必要な財源の確保に努め、一方、歳出では、保険給付費が前年度比で減額となったことは、被保険者数の減のみならず、コロナ禍の制限のある中で、保健事業である特定健診や特定保健指導などの積極的な取組により、生活習慣病の発症や重症化予防が図られたものであると考えられる。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第46号 令和4年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第45号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「要介護要支援の認定を変更する区分変更申請の件数は。」とただしたところ、「区分変更、いわゆる変更申請をした件数は132件です。なお、変更した理由は、認定期間中に介護状態が大きく変わり、より高い認定を求めるものが主なものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「要介護要支援の認定の区分変更をした申請のうち、介護度に不服があり再認定のために行った申請はあるか。」とただしたところ、「介護認定後の認定結果に納得できない場合の不服申請の制度がありますが、本町では事例がありません。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に討論を行いました。

反対討論として、「反対理由は2点あり、1点目は、介護保険料の増加である。平成12年から介護保険制度が始まり、当初の基準額は月2,900円だったが、令和4年度では月5,100円となっている。これでは、生活が苦しくなる世帯が多

いのではないか。2点目は、介護サービスの負担が高いことである。要介護度が重くとも、特養に入れず、自宅でも介護できないときには老人保健施設などに入所するが、その場合、多い人では月に20万円近くかかることもある。一方で、どのような介護サービスがあるか分からず、十分な介護が受けられない利用者もいるようである。安心できる介護保険制度にするためには、ケアマネジャーの対応についても改善の余地があると思われる。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「決算の状況を見ると、歳入では、保険料の収納率が上昇するとともに、国の法定負担金などを確実に歳入し、介護保険事業に必要な財源を確保している。歳出では、介護保険サービスの給付費において、介護認定者数は計画の範囲内で推移しており、必要なサービスは提供されているものと考えられる。また、地域支援事業においては、認知症の方やその家族に対する支援や高齢者の居場所づくりなど、地域における支援体制拡充の取組は評価できる。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。他に討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号 令和4年度清水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第46号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和5年9月22日

民生文教常任委員長 飯田安雄